

# 魚津市告示第188号

地域医療支援室設置要綱を次のように定める。

令和7年11月25日

魚津市長 村椿 晃

## 地域医療支援室設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市行政組織規則（令和3年魚津市規則第11号）第5条の規定に基づき、地域医療支援室の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 地域医療の中核病院である独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院（以下「富山労災病院」という。）への財政支援等を行うため、民生部に地域医療支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

### (分掌事務)

第3条 支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 富山労災病院への財政支援に関すること。
- (2) 富山労災病院の利用促進に向けた取組に関すること。
- (3) 富山労災病院の病床機能転換等に係る経営状況の確認に関するこ  
と。
- (4) 地域医療介護総合確保基金の申請等に関すること。
- (5) 富山県、魚津市医師会等との連携及び富山労災病院に対する継続的  
的な支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、富山労災病院の支援について必要な事  
項に関するこ  
と。

### (職及びその職務)

第4条 支援室に、必要に応じ、次の表の左欄の職を置き、その職務は、そ  
れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
室 長	支援室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
職 員	事務に従事する。

(事務処理の原則)

第5条 支援室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第2号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第3号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第2号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第1号）の規定を準用する。

(文書の記号)

第6条 支援室の文書の記号は、「地医」とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。